

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年8月28日
九戸村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				倉野地域	無	令和6年度～令和10年度	倉野水利組合
○				戸田元村地域	無	令和6年度～令和10年度	戸田元村水士里ネットワーク
○				山根地域	無	令和6年度～令和10年度	山根農地・水・環境保全向上対策推進協議会
○				後谷地地域	無	令和6年度～令和10年度	後谷地水田水利組合
○				長興寺地域	無	令和6年度～令和10年度	銀杏会活動組織
○				荒田地域	無	令和6年度～令和10年度	荒田地区農地水組合
○				雪屋地域	無	令和6年度～令和10年度	雪屋会活動組織
○				山屋地域	無	令和6年度～令和10年度	山屋田地域協議会
○				瀬月内地域	無	令和6年度～令和10年度	中山間瀬月内集落
○				遠志内地域	無	令和6年度～令和10年度	遠志内農地管理組合
○				細屋地域	無	令和6年度～令和10年度	下細屋農地維持管理組合